

令和2年11月6日

新潟市建設工事入札参加者 各位

新潟市財務部契約課

現場代理人及び技術者等の雇用確認資料の提出について

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業またはこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止される「告知要求制限」の規定が設けられました。告知要求制限の規定は、令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、本市が発注する建設工事において、受注者と現場代理人及び技術者等（建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者）の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する資料として、「健康保険被保険者証（写）」を提出する際は、以下のとおり、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 提出方法

「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングの上、ご提出いただきますようお願いいたします。